

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 麗寿会
法人の所在地	神奈川県茅ヶ崎市南湖1-6-15
法人代表者氏名	理事長 大屋敷幸志
電話番号	0467-85-1148
FAX番号	0467-85-1129

2. 事業所の概要

事業所名	ふれあいの森
事業所の所在地	神奈川県茅ヶ崎市下寺尾1928番
管理者職氏名	施設長 小松原 賢治
定員	54名
介護保険事業所番号	1472400033
指定年月日	平成12年1月11日
電話番号	0467-54-9111
FAX番号	0467-54-1540

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

施設介護サービスの提供

(2) 施設運営の方針

当事業所は、利用者の施設サービス計画に基づき、利用者が可能な限り地域居宅における生活復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護・相談及び援助・社会生活上の支援を行うことで、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に安心安全で質の高いサービスの提供を心掛けます。

4. 職員の配置状況

(令和3年10月1日現在)

職種	勤務形態(人員数)	職務内容
管理者	常勤・兼務(1名)	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	嘱託・兼務(2名)	利用者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
生活相談員	常勤・兼務(1名)	施設入所の申込み及び相談業務等を行う。

看護職員	常勤・兼務（２名） 非常勤・兼務（２名）	利用者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。
介護職員	常勤・兼務（２１名） 非常勤・兼務（１７名）	利用者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
管理栄養士	常勤・兼務（１名）	利用者の食事に関する必要な栄養管理を行う。
機能訓練指導員	非常勤・兼務（１名）	利用者に対する必要な機能訓練を行う。
介護支援専門員	常勤・兼務（１名）	施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行う。
調理員	常勤・兼務（４名） 非常勤・兼務（６名）	利用者へ提供する食事の調理を行う。

※職員の配置については介護保険上の指定基準に準拠しています。

５．職員の勤務体制

職名	勤務体制
管理者 生活相談員 介護支援専門員	９：００～１８：００
事務員	９：００～１８：００
医師	毎週火曜日 １４：００～１６：００
介護職員	早番１ ７：００～１６：００ 早番２ ８：００～１７：００ 日勤 ９：００～１８：００ 遅番１ １０：００～１９：００ 遅番２ １１：００～２０：００ 夜勤 １６：４５～９：４５ ※１日の勤務者は１２人～１４人としパート職員も含みます。 夜勤は３名体制で行います。
看護職員	早番 ８：００～１７：００ 日勤 ９：００～１８：００
精神科医師	月２回 １４：００～１６：００
理学療法士	月４回 １４：００～１６：００
管理宿直者	１８：００～９：００
管理栄養士	８：３０～１７：３０

6. 居室、設備等の概要

居室	一人部屋（従来型個室）
	二人部屋（多床室）
	四人部屋（多床室）
医務室	1階に設置
食堂	2階、3階各フロアに設置、機能訓練室と兼用
機能訓練室	2階、3階各フロアに設置、食堂と兼用
浴室	3階に一般浴槽・介助浴槽、2階に特殊浴槽があります
洗面所・トイレ	2階、3階各居室に設置しています

※1 居室の変更：利用者およびその承認された身元引受人（以下「利用者等」という。）から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や利用者等と協議の上決定するものとします。

※2 居住費は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は利用者へ別途利用料金をご負担いただきます。（別紙利用料金表参照）

7. 介護保険給付対象サービス

種類	サービス提供の内容
食事	① 管理栄養士の立てる献立表を基に、配置された調理員により一日3食の食事を毎日提供します。 ② 管理栄養士は栄養ケアマネジメントに基づき、利用者の心身の状況に配慮した食事を提供します。 ③ 利用者の医療を担当する施設指定の医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。 ④ 利用者は、事前に申し出ることによって、衛生管理上許容範囲内の一定時間、食事の取りおきを求めることができます。 ⑤ 原則として離床し、食堂において食べるように配慮します。 ⑥ 食事の時間 朝食 7：50～ 9：00 昼食 11：40～13：00 夕食 17：30～19：00
排泄	① 利用者の心身の状況に応じた適切な排泄介助を行います。 ② 排泄の自立に向けての適切な援助を行います。 ③ おむつは施設が用意した紙おむつを使用させていただきます。 ④ おむつ交換は定時として3時間毎に確認を行い、また交換の必要が有る場合には随時交換いたします。
入浴	① 年間を通じて毎週2回、利用者の状況に配慮した適切な方法で入浴または清拭の援助を行います。

	② 入浴の方法は一般浴槽の他、寝たきりの利用者のために特殊浴槽を用意し、職員の介助により入浴していただきます。
離床 着替え 整容等	① 寝たきり防止のため、出きる限り離床に配慮します。 ② 生活のリズムが守られるよう、心身の状況や季節に応じた服装、着替え等に配慮します。 ③ 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ④ シーツ交換は週1回行い、寝具の消毒は年2回実施します。
機能訓練	理学療法士の指導のもと、機能訓練を行う職員を配置し、利用者の状況に適合した機能訓練を実施し、利用者の機能の維持向上に努めます。
健康管理	① 嘱託医師により、健康管理に努めます。 ② 原則として入所後の健康管理は施設が指定する嘱託医師が行います。 ③ 医師、看護師は健康相談、健康審査を実施し、利用者が健康を維持するための管理および指導を行います。 ④ 利用者が罹患、負傷等により治療が必要となった場合には、協力医療機関、利用者が選択した医療機関において、必要な医療が行われるよう医療機関との連絡、調整、紹介、受診手続き、通院介助等の協力を行います。 ⑤ 利用者に通院の必要がある場合、協力医療機関への通院付添を行います。 ⑥ 緊急等必要がある場合には、主治医もしくは協力医療機関等に責任をもって連絡いたします。 ⑦ 病状の変化による通院、入院、緊急時の対応は利用者および利用者等と協議し行うこととします。
相談・援助	利用者又は利用者等からの生活全般に関する諸問題の相談には、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助等を行います。
生活上の便宜	① 本施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、生活に変化を持っていただくためにレクリエーション等の行事を用意いたします。 ② クラブ活動 (1) 音楽療法 (2) 動物交流会 ③ 喫茶コーナー 場所：2階レクリエーションフロアー ※上記②.③に係る実費は自己負担です。その他のレクリエーション・行事等は別紙行事予定により実施します。 ④ 行政手続きの代行

8. 介護保険給付対象外のサービス

種類	サービス提供の内容
理髪・美容	① 理髪については、ボランティアが行った場合には料金はかかりません。 ② 理髪・美容の出張によるサービスの提供を受けた場合には別途定める費用を負担していただきます。
日常生活品の購入代行	① 利用者が自ら購入することが困難である場合には、施設の職員が購入の代行をいたします。 ② 購入の代行を希望される場合には、原則として3日前までに生活相談員、居室を担当する職員に申し出てください。
外出付添い ・ 支払い代行	利用者が希望し、必要があると認められる場合には、それにかかる実費相当分の経費を負担していただき実施いたします。 【例】公共機関を利用のときの交通費等
金銭管理	当施設では貴重品や金銭の管理は原則行っておりません。

9. 協力医療機関

医療機関の名称	湘南東部総合病院、湘南東部クリニック（嘱託医）
所在地	茅ヶ崎市西久保500
電話番号	0467-83-9111
診療科目	救急外来・内科・外科・整形外科・精神科 等
医療機関の名称	茅ヶ崎新北陵病院
所在地	茅ヶ崎市行谷583-1
電話番号	0467-53-4111
診療科目	内科・整形外科・皮膚科・歯科 等
医療機関の名称	医療法人社団TKG会 しゃげ駅前歯科
所在地	海老名市社家6-1-26
電話番号	0462-59-7313
診療科目	歯科一般

10. 費用（利用料金）

介護保険給付対象サービス及び介護保険外のサービスの利用料については、別紙利用料金表に定めたとおりとします。

なお、料金は制度の改正等において変更となる場合がございますが、その際には利用者等に事前の説明を行うこととします。

11. 費用（利用料金）の支払方法

- (1) サービス利用の費用は毎月末までの分を翌月に請求し、施設が指定する金融機関の口座振替とします。
- (2) 領収書は、原則次月の請求書の発送の際に発行いたします。

12. ご利用の際の留意事項

- (1) 来訪者は必ず所定の様式にて面会届出を行ってください。面会については、安全管理上、原則として午前9時～午後18時となっております。それ以外の時間についてはご連絡をお願いします。
- (2) 外出・外泊の際には、原則、事前にお申出ください。外出時には必ず行き先と帰宅日時をお届けください。また、月6日間を超える外泊を希望される場合は事前に必ずご相談ください。
- (3) 協力医療機関及び指定医療機関以外への通院に関しては、原則ご家族等の対応をお願いします。
- (4) 事業所内及び居室の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した使用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
- (5) 決められた場所以外での喫煙はできません。
- (6) 事業所内は原則、火気厳禁のため、火気の使用はできません。
- (7) 他利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (8) 事業所内での宗教活動および政治活動はできません。
- (9) ペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- (10) 本事業所では、社会福祉の人材育成のため、大学、短大、専門学校等の実習生を数多く受け入れております。実習担当職員の指導のもと同行しての介護等があることがありますのでご了承ください。
- (11) 本施設では、社会福祉の啓発・発展のため、広くボランティア、慰問等を受け入れておりますのでご了承ください。
- (12) 飲酒については原則として行えません。
- (13) 面会時の利用者本人への差し入れ、土産については、健康管理上の問題等がありますので、持参の際には、必ず職員にお申し出ください。

13. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに家族等及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。またその原因を解明し、再発防止に努めます。

14. 苦情等申し立て先

当施設苦情相談窓口	苦情対応責任者	相談課 課長
	苦情解決責任者	施設長（管理者）

	受付時間 毎日午前9時～午後6時 受付方法 電話相談による 0467-54-9111 FAX相談による 0467-54-1540 面接相談による 面談室等 ご意見箱（玄関に設置）
茅ヶ崎市役所 高齢福祉介護課	所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 電話 0467-82-1111 FAX 0467-82-1435 対応時間 午前8時30分～午後5時15分
神奈川県国民健康保険 団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話 045-329-3447 0570-022110 《苦情専用ダイヤル》 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 （土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 電話 045-317-2200 FAX 045-322-3559 対応時間 午前8時30分～午後5時

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ふれあいの森防災マニュアル」に従い対応します。					
近隣との協力	近隣防災協定を締結し、非常時の相互協力を約束しています。					
平常時の訓練 等防災設備	別途定める「ふれあいの森防災マニュアル」に則り、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します。					
	設備名称	有	無	設備名称	有	無
	スプリンクラー	あり		防火扉・シャッター	あり	
	避難階段	あり		屋内消火栓	あり	
	自動火災報知機	あり		非常通報装置	あり	
	誘導灯	あり		漏電火災報知機	あり	
	ガス漏れ報知機	あり		非常用電源	あり	
	カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。					

施設サービス提供開始にあたり、利用者に対して、本書名にて、契約書及び運営規定に関わる重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

(説明者)

神奈川県茅ヶ崎市下寺尾1928番地
社会福祉法人麗寿会 ふれあいの森
生活相談員 坪井 沙織 印

私は、介護老人福祉施設サービス利用にあたり、本書面により、事業者から契約書及び運営規定に関わる重要事項についての説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者の身元引受人又は成年後見人)

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) _____ 印